

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国保被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

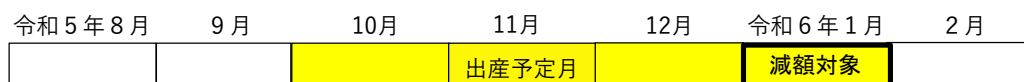
- その年度に納める国保税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額されますが、平等割額は減額の対象とはなりません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、国保税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の国保税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。（法律の施行が令和6年1月1日のため。）

■ …対象期間

- 国保税が減額された場合、払いすぎになった国保税は還付されます。

届出について

- 「出産育児一時金の医療機関への直接支払い請求」を利用される方は、届出は不要です。
利用されない方、または、国保被保険者であるが社会保険から出産育児一時金の支給を受ける方は以下の書類をお持ちになり、保険年金課で届出をしてください。

- ① 届出書（市ホームページから取得、または、保険年金課窓口にて備え付けています。）
- ② 出産予定日、単胎・多胎の別を確認することができる書類（母子健康手帳など）
- ③ 窓口に来る方の本人確認できる書類（マイナンバーカードまたは運転免許証など）
該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類、委任状（別世帯の人が手続きする場合）

【問い合わせ先】 須賀川市市民福祉部保険年金課国保税係 TEL 0248-88-9136